

第2章 認定基準

負傷（けが）や疾病（病気）が公務災害として認定されるためには、原則として、「公務遂行性」「公務起因性」の2つの要件を満たす必要があります。

① 公務遂行性

職員が公務に従事していること、すなわち任命権者の支配管理下にあること。

② 公務起因性

災害と公務との間に相当因果関係があること。

この相当因果関係とは、災害発生の複数の原因のうち、公務が最有力原因であると認められることを言います。

公務遂行性や公務起因性が認められるためには、通達に基づく「認定基準」の要件を満たしていることが必要です。

この章では、公務遂行性や公務起因性について、代表的な事案に即した認定基準を簡単に説明します。

1 自己の職務遂行中の負傷

通常又は臨時に割り当てられた自己の職務を遂行している場合に発生した災害による負傷は、公務災害となります。

自己の職務の中には、次の場合も含まれます。

① 地方公務員法第39条の規定による「研修中」の災害

自己開発セミナー等、地方公務員法第39条の規定によらない研修については、公務災害の対象になりません。

② 地方公務員法第42条の規定による定期健康診断受診中の災害

地方公務員法第42条の規定によらない人間ドック等については、公務災害の対象になりません。

※ 用便や昼食、水を飲むための構内移動中の負傷（廊下で転倒して足を骨折した等）についても、職務遂行に伴う合理的行為中の災害として、公務災害になります。

（なお、「飲食行為」自体は私的行為ですので、食事又は水を飲んでいる最中の負傷は、公務災害になりません。）

2 出張中の負傷

出張中は、食事や宿泊先での入浴等も含め、全行程について公務遂行性を認めています。従って、一般的には出張中の負傷は公務災害として認められますが、以下のような例外もあります。

① 通常の出張経路を著しく逸脱している場合

② 業務に関係しない恣意的行為中（宿泊したホテルでテニスをした等）

③ 体育連盟の役員など、団体の用務で出張する場合

3 レクリエーション事案

地方公務員法第42条の規定に基づき開催された、「任命権者が自ら企画・立案・実施したレクリエーション」又は「任命権者が、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合又は条例により設置された厚生福利事業団体で地方公共団体の長の監督下にあるものと、共同で行うレクリエーション」に参加中（応援も含む）に負傷した場合、原則として公務災害に該当します。

逆に、この要件を満たさないレクリエーション参加中に負傷した場合、公務災害には該当しません。

該当しない事例としては、校長杯野球大会、親睦会主催バレーボール大会等があります。これらは、仮に、福利厚生計画に基づき各所属長が主催したとしても、任命権者からレクリエーションを行う権限が委任されていないため、地方公務員法第42の規定に基づくものとは認められません。

また、知事や市町村長が企画・立案・実施したレクリエーションに、議会事務局や教育委員会事務局等の職員が参加し負傷した場合も、公務災害に該当しません。任命権者が異なる場合、共同開催の要件を満たす必要があります。

共同開催の要件を満たすには、共同開催の提案及び受諾、運営会議等への参加、実行委員等への就任、実施要領に共同開催の明記等が必要となり、単に形式的に役員名簿に各任命権者名が列記されているだけでは、共同開催の要件を満たすことにはなりません。

【申請に必要な書類】

レクリエーション事案の場合、通常書類の他、以下の書類が必要になります。

- ① レクリエーション大会の企画・立案・実施に係る起案文書の写し
- ② レクリエーション大会の実施通知及び実施要領の写し
- ③ 選手メンバー表（応援の場合は参加者名簿）の写し
- ④ 被災当日、試合等があったことを確認できる資料（トーナメント表等）
- ⑤ 共同開催の場合、
 - ア 共同開催の提案及び受諾に係る文書の写し
 - イ 運営会議等の開催通知の写し
 - ウ 実行委員会委員等の名簿
- ⑥ 委任開催の場合、条例等の根拠
- ⑦ その他、必要と認められる資料

【非常勤職員の参加】

レクリエーション大会に非常勤職員が参加する場合がありますが、万一、負傷しても補償の対象とはなりませんので注意を要します（地方公務員法第42条の規定は常勤の職員にしか適用されないため）

4 腰痛事案

荷物等を持ち上げようとした途端、腰に痛みが走った。いわゆる「ギックリ腰」ですが、このような体験をした方は少なからずいることと思います。

しかし、勤務中に生じたからといって、必ずしも公務災害に該当するわけではありません。2ページの疾病の考え方で説明したとおり、腰痛事案は、本人の加齢や基礎疾患等様々な原因や要素が複雑に絡み合って発症する場合があります。

そのため、腰痛については、診断名にとらわれることなく、災害発生の原因、症状、被災職員の基礎疾患の有無、療養内容等を詳細に検討し、公務との相当因果関係（公務が最有力原因であること）が明らかに認められるか否かによって、公務災害かどうかを判断します。

(1) 災害性の原因による腰痛

次の要件のいずれも満たしている場合、公務災害となります。

- ① 腰部に対し、通常の動作とは異なる動作による急激な力の作用が、公務遂行中に突発的に生じたこと（災害性）が明らかに認められること。

災害性で一般的な例は、転倒・落下であり、日常生活の範囲内の動作では災害性が明らかであるとは言えません。

- ② ①が原因で腰痛が発症した（再発や基礎疾患の著しい増悪を含む）と医学的に認められること。

もともと腰椎等に異常があり、たまたま公務がきっかけで発症したような場合は、基礎疾患の著しい増悪には当たりません。

(2) 災害性の原因によらない腰痛

腰部に過度の負担がかかる業務に比較的長期間（概ね3ヶ月～数年）従事した職員に発症した場合、業務内容、作業態様、身体的条件等を検討し、公務災害として扱うこともあります。

腰部に過度の負担がかかる業務とは、例えば、概ね20kg以上の重量物を繰り返して中腰で取り扱う業務等をいい、通達により、具体的な内容が示されています。

（基金関係通達集「腰痛の公務上外の認定について」等参照）

【基礎疾患】

基礎疾患のある方は、骨が尖っていたり、軟骨が変形していたりします。このような場合、ちょっとしたことがきっかけで、腰に痛みを生じます。これらの症状は、多くは加齢や本人の素因が原因であり、公務との相当因果関係は認められません。

また、素因や基礎疾患のある職員が、転倒により腰部筋肉を捻挫したような場合、捻挫に係る部分のみが公務災害として扱われます。このようなケースでは、「急性症状のみ」という付帯条件をつけて認定しますので、補償費が支払われる対象は、捻挫に係る治療のみ（通常、2週間程度）となります。

※公務災害認定請求時には、109ページの「腰痛症の公務災害発生状況に関する調書」も添付していただくこととなります。

5 心・血管疾患及び脳血管疾患事案

心・血管疾患及び脳血管疾患とは、心筋梗塞、くも膜下出血、肺塞栓症、大動脈瘤破裂等のことをいいます。

認定に際しては、公務による強度の精神的又は肉体的負荷が原因で血管病変等の病態が自然経過を早めて著しく増悪し、当該疾病が発症したことが認められる必要があります。

心・血管疾患及び脳血管疾患事案の場合、被災職員は半身不随になったり、死亡したりするケースが多く、その原因も複雑なため、詳細な調査を行った上で、認定に際しては、基金本部に協議することとなっています。

認定に当たっては、業務過重性の有無が大きなポイントになります。

具体的には、突発事故等異常な出来事に遭遇したこと、超過勤務が月100時間を超えるような過重な業務に従事したこと等が、業務過重負荷を判断する目安となります。

また、認定請求に際しては、被災職員の業務内容を始め、健康診断等の結果、家族の健康状態、嗜好（酒・タバコ）、発症当日から概ね6ヶ月前の間の勤務状況、医師の所見等、調査が多岐に渡りますので、公務災害の可能性がある場合には、早い段階で基金支部に状況を説明し、調査内容や提出資料等の確認を行ってください（115～119ページの調査票も併せて提出してください）。

（基金関係通達集「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について」等参照）

【基礎疾患の有無の確認を要する事例】

① くも膜下出血

脳内で動脈血管が分かれている部分にコブができる。やがてそのコブが血流の圧力を受けて次第に大きくなり、限界が来たときに破裂し、くも膜下内に出血する。

コブの原因及び破裂が公務に起因するか否かを判断します。

② 脳梗塞

動脈硬化のため、脳内血管が徐々に狭くなったり、血栓（血の塊）が血管に詰まったりしたことにより脳細胞が虚血状態になり壊死すること。

血栓の原因が公務に起因するか否かを判断します。

③ 心筋梗塞

心臓を養う冠動脈の動脈硬化により血管の内腔が狭くなり、冠動脈が閉塞して心筋が虚血状態になり壊死すること。

動脈硬化の進行や、閉塞の原因が公務に起因するか否かを判断します。

前述したとおり、心・血管疾患及び脳血管疾患に係る公務災害認定の基準は、公務と疾病との間に相当因果関係が認められるか否かにあります。

したがって、勤務中に発症したからと言って、必ず公務災害になるわけではなく、逆に、自宅で発症した場合であっても、公務と疾病の間に相当因果関係があると認められれば、公務災害として認定されます。

なお、認定結果が出るまでには1～2年程度の期間を要しますので、関係者の記憶が薄れないうちに、所属長や任命権者は適切な調査を行うことが重要です。

6 職業病

業務に伴う有害作用により疾病を発症させることが、医学経験則上明らかである疾病を職業病と呼びます。

例えば、炎天下での作業中に生じた熱中症、著しい騒音の中での作業による難聴、患者の診療により生じた伝染性疾病等が該当します。

これらの疾病は、私的事由により発症したという反証がないかぎり、公務災害として扱われます。

7 上肢障害

手又は指の繰り返し作業を行う業務、腕や首を一定の角度に保持して行う業務等に従事する職員が、後頭部、頭部、頸部、上肢、手又は指等にしびれや痛みを覚え、他覚的にも諸筋の病的な硬結、脱力等を生じた症状の総称を、基金では「上肢障害」と呼びます。

上肢障害の診断病名は多種多様に渡りますが、代表的なものに、頸肩腕症候群、腱鞘炎などがあります。上肢障害が公務災害として認定されるためには、当該業務に相当期間継続して従事し、発症前に過度な業務に従事していたことが認められ、かつ、過度な業務への従事と発症までの経過が、医学上妥当なものと認められる必要があります。

また、上肢障害の発症は、加齢や日常生活とも密接に関連していることから、これらの要因を検討した上で、業務の特異性、労働負荷の実態等を個別に調査し、公務との相当因果関係の有無を判断することになります（111～114 ページの調査項目表も併せて提出してください）。

（基金関係通達集「上肢業務に基づく疾病の取扱いについて」等参照）

8 精神疾患（自殺含む）事案

平成 24 年 3 月 16 日付け「精神疾患等の公務災害の認定について」（理事長通知）に、精神疾患の発症又は自殺が公務災害として認定されるための要件及び調査項目等が示されています。一般に精神疾患は、業務に関連するもののほか、被災職員自身又は家族の出来事、金銭関係等の業務以外の負荷や、性格傾向の偏り等の側面要因が影響するものとされています。

認定には、以下の二つの要件をいずれも満たす必要があります。

- ① 対象疾病発症前のおおむね 6 ヶ月の間に、業務により強度の精神的又は肉体的負荷を受けたことが認められること。
- ② 業務以外の負荷及び側面要因により対象疾病を発症したとは認められないこと。

従って、業務による強度の精神的又は肉体的な負荷を受けたことが認められるかに加えて、業務以外での負荷や側面要因があったか確認するため、家庭状況等についても慎重に調査することになります（120～128 ページの調査票も併せて提出してください）。

なお、精神疾患が原因で自殺したとして公務災害認定請求のあった事案については、公務と精神疾患との間に相当因果関係が認められ、かつ、当該精神疾患と自殺との間に相当因果関係が認められるときに、自殺についての公務起因性を認めることとしています。

(基金関係通達集「精神疾患等の公務災害の認定について」等参照)